

長崎県障害児教育史資料(Ⅱ)

― 戦前・盲聾教育編 ―

平田勝政・菅達也*

はじめに

筆者らは、長崎県盲・聾教育百年を契機として長崎県障害児教育史(通史編・資料編)を本格的に編纂していく作業を開始し、既に資料編の第I報として本誌第五十四号に百周年の出発点となる私立長崎盲聾院(一八九八年創設)を中心に開院当時の新聞記事や代表的な学則等を掲載してきた。今回は、その続編として、その後の調査で発見された、①長崎慈善会規則、私立長崎盲聾院設置広告、私立長崎盲聾学校の学則等の基本史料、②私立長崎盲聾院において長崎県で最初の聾教育教師となった長石安治郎の百年前の談話(長崎県人として最初の聾教育に関する論稿)、③大正デモクラシーの影響を受けて、慈善主義の盲・聾教育を克服して長崎県ではじめて盲・聾児の「教育の機会均等を要求するの権利」を明確に主張した日本聾協会長崎部会発会式(一九二二年)の記事等を掲載する。③の記事には「長崎新聞」と「東洋日の出新聞」の両方があるが、紙幅の関係で記事が簡潔な後者の方を収録した。

*長崎大学教育学部学校教育講座

**長崎大学大学院(長崎県立島原養護学校)

〔資料1〕長崎慈善会創設の趣旨(鎮西日報 明治二十六年十一月十四日 2面及び「長崎慈善会二十五年誌」2)

3頁)

長崎慈善会創設の趣旨

天は善に福し悪に禍すと即是れ天則なり然りと雖も世界は千変万化にして無辜の良民も亦災害を被らざることなし是に於てか慈善会の必要起る彼の明治廿四年十月廿八日濃尾地方の震災の如き古今未曾有の惨状を呈せり誰か之を天則として放念する者あらんや是時に當り内外の志士仁人は奮て救恤の方法を講ぜり我長崎も亦二個の慈善事業興れり一は廣く世人に告て四千餘圓の義損金を募集し一は音楽幻燈会を組織し其通券料五百六拾餘圓を岐阜愛知及び福井の三県に送付し以て被害の同胞を賑せり今明治廿六年十一月十一日瓊林館に於て岐阜福井の両縣より下賜されたる賞状及び賞盃を披露するに際し此美挙を永遠に保續せんと欲し當時の發起人にして尚存在する者相議り茲に長崎慈善会を創設せり夫り天変地異は猶ほ人身の疾病の如し長崎慈善会は医薬を以て自ら任し聊か天則の缺を補綴せんと欲す謹て創設の趣旨を述へ以て志士仁人に告く

長崎慈善会發起人総代 安中半三郎

△資料2▽長崎慈善会規則（鎮西日報 明治二十六年十一月十四

日 2面）

長崎慈善会規則

第一条 本会は長崎慈善会と称す

第二条 本会は天変地異等の災害に遭遇したる同胞を救恤するを

以て目的とす

第三条 本会々員は国の内外、人の男女を問はず

第四条 本会の目的を施行する時は総会の決議を経て本会に買ふ

限り若くは本会発起者となり廣く同志者に告げ適宜の方法を以て義損金を募集して之を贈與す

第五条 本会々員は毎年金五拾銭を出し之を会費に充つ但し平素は銀行に預け置くものとす

第六条 本会々員中互選を以て幹事三名を置き本会に属する書類

物品を保管し金銭を出納す総会の招集を為す幹事の任期は

滿一ケ年とす

第七条 本会は毎年十一月定期総会を開き会計報告幹事選挙を為す

第八条 此規則の変更を要する時は総会の多数決に依る

△資料3▽長崎盲啞院設置公告（鎮西日報 明治三十一年六月二

十一日 3面、二十二日 4面、二十三日 4面）

長崎盲啞院設置公告

世間不幸ノ人アリト雖モ盲啞者ノ不幸ヨリ憐レナルハナシ耳アリテ聴ヲ得ス口アリテ言フヲ得ス目アリテ視ルヲ得ス快樂享ル

所ナク衷情訴ル能ハス其父兄ノ心ヲ察シテ觀念セハ轉タ悲惨ニ堪ヘザルナリ天賦官能ノ完キモノ誰カ一滴ノ涙ヲ灌カサルモノアラシ

我長崎慈善会ハコノ憐ムヘキ不具者ヲシテ身ヲ修シメ智ヲ啓キ

独立自活ヲ用ルノ幸福ヲ與ヘント欲シ官ニ請フヲ長崎盲啞院設置

ノ許可ヲ得本年九月ヲ以テ開校セントス慈善有志家ハ資金ヲ寄附

シ不幸ノ子弟アル人ハ入学ノ申込アランコトヲ望ム

一、年齢滿九歳以上ノ盲啞生徒二十名ヲ募集ス

一、入学申込期限ハ八月三十一日迄スト

一、束脩月謝ヲ要セス

一、規則書ハ左ノ二所ニ備ヘアリ

長崎市酒屋町（安中半三郎方）

長崎慈善会事務所

長崎市興善町（野村宗四郎方）

長崎盲啞院予定校舎

△資料4▽東京盲啞学校における長石安治郎の演説（明治三十一年七月）

年七月）

（東京盲啞学校啞生同窓会「啞生同窓会報告」第八号

9頁 明治三十二年一月）

長崎盲啞院設立ノ演説

余ハ此度長崎慈善会ノ設立ニ成ル長崎盲啞院ノ聘ニ應シ斯学実地研究ノ為メ京都及當地ヘ出張ヲ命セラレ茲ニ本校諸氏ノ補助ノ下ニ研究ヲ積ムヲ得タルハ余ノ大ニ幸榮何者カ之レ若カン、余ハ長崎ヲ出テ初メテ斯学ノ実地教授ヲ見テ斯クモ進歩セシヤヲ賞歡

スルコト久シ親愛ナル諸君ノ熱心ト諸先生ノ仁惠ノ致ス結果ト言ハサル可カラズ噫余ハ諸君ノ現状ヲ見ルニツケ昔日ノ盲啞子弟ヲ想起セザルヲ得ズ、文明ノ恩波ニ浴スル諸君ハ益御奮勵アラントヲ祈ル

〔資料5〕長崎盲啞学院の事（鎮西日報 明治三十一年八月十二日 2面）

曾て長崎慈善会にて設立せし長崎盲啞学院に就ては予て東京都の盲啞学校視察として上京中なりし長石安次郎も過〇〇諸事の準備留ほ其緒に就きたるを以て愈々来る九月十一日より興善町野村氏方にて開校することとなりて既に生徒の募集に取掛り居りしが其教授法は先づ盲生普通科にて講談、国語、作文、算術、唱歌、体操の諸科を、啞生普通科にて読方、作文、習字、算術、筆談、図画及び体操の諸科を教授し、卒業の上は更に進んで技芸科をも授け一般盲啞者をして自活の途を得せしめんとするにありて差し当り盲生へは野村宗四郎氏、啞生へは長石安次郎氏担当教授と云ふ。

〔資料6〕第十三回長崎県有志教育会総集会（十一月六日）における長石安次郎の談話（「長崎県教育雑誌」第七八号 37〜38頁 一八九八年十一月）

宇宙間に於て不幸者の中に於て最も不幸に陥れる者は盲啞なりと信ず。然るに我国人の特性として天災地変等の災厄に遭遇せる者は救済すと雖ども盲啞を顧みざるは慈善心に富まざることを断

言す。

夫れ盲啞は五官の一、二を欠ぎ可憫の境遇に在るものなれば我
国人は何を以て之を救済せざるや。盲啞の数は全国を挙げて十萬
人以上に達し其の一日に食する米量は少くとも三百石に達するな
り。此の多数なる不具者を措て問はざるは豈に欠点に非らずや。
先日或外人が此の国に於て慈善事業が何程あるやと問ひしに余之
に答ふること能はざりし。誠に遺憾なる次第と云はざるべからず。
完全なる人を教育するは勿論なるも不具者を教育することなきは
実に遺憾なり。而して盲啞は不具なる上に社会教育を受くるを得
ざる上に不具者なりとして教育せざるのみならず人類に非らずと
し、却て之を獸類視し罵詈するものあり。之れ盲啞の罪に非らず
して社会の罪なり。例は英語を知らざる人の英語に於けるが如し。
之れ等の人は教育し能はざるに非らず。然るに今日まで之を顧み
ざるは誠に遺憾の次第なり。

而して啞者は之を造れるに非らず。聾が原因なり。一例を挙げ
んに生み落したる嬰兒をして之に山羊の乳を與へて山間に育てし
に遂に言語を發する能はざりし。

之れ完全なる人が啞となれる證なり。然るに天が斯る人を造れ
る以上は之を教育せざるべからず。外国にては早くより教育法起
れり。現に独逸にては口様を以て教ふる法あり。盲生に就ても大
学校を設置せる處多く英国にては千八百七十二年に五十校、独逸
にては七十二校斯く盛なるに係（わ）らず我国にては僅に東京、
京都及長崎の三校に過ぎず。我国人常に口に文明を唱ふるも全く
外観のみにして真の文明と云ふを得ず。而して学校を起すには之
に伴ふ経費を要するを以て世の博愛慈善家に乞はんと欲す。啞生
には手聲法と発音法の二つの教授法あり。盲生には点字法あり。

教育の成効は完全の人よりも十分に其の生計を営むことを得。今盲生一ヶ月の所得は最高三十圓にして啞生は二十圓に上る。平均盲生は十三圓にして啞生は八圓なり。如斯盲啞共に適當なる職業あるを以て之を十分に利用せざるべからず。然するときは国家の有用の仕事なをさしむることを得ん。

△資料7▽私立長崎盲啞学校規則（長崎県立図書館所蔵）

私立長崎盲啞学校規則

第一条 本校は盲啞子弟の独立自活に必須なる教育を施す處とす

第二条 教科を分つて普通科技芸科とす

第三条 盲生普通科技科目は講話国語算術唱歌体操とし技芸科は音楽按鍼術とす

第四条 啞生普通科技科目は国語算術筆談図画体操とし女兒の爲には裁縫を加ふ技芸科は図画刺繡裁縫彫刻指物とす

第五条 修業年限は普通科五ヶ年技芸科四ヶ年とす
但卒業の後更に温習又は補習を望むものには三ヶ年以内特に之を許可することあるへし

特に之を許可することあるへし

第六条 技芸科に於ては各教科目の一を専修せしむるものとし普通科第三学年に於ては特に技芸科を兼修せしむることあるへし

へし

第七条 学年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第八条 休業の定日は左の如し

大祭日 祝日 日曜日 諏訪神社例祭日

夏季 七月廿一日より九月十日迄

冬季 十二月廿五日より翌年一月七日に至る

第九条 学年の終りに於て課程の修了若くは全科の卒業を認むるに

は生徒平素の成績を考査して之を定む

第十条 学年の課程を修了せしものには修業證書全科を了へたるものには卒業證書を授与す

ものには卒業證書を授与す

第十一条 證書の書式左の如し

番号

修業證書

族籍戸主（誰男女弟妹等）

姓名

生年月日

本校 盲（啞）生普通科

盲（啞）生技芸科何々

年月日

第何学年の課程を修了せしことを證す

私立長崎盲啞学校

校印

甲（乙）番号

甲は普通科又は技芸科を専修したるものに授け
乙は普通科に於て技芸科を兼修したるものに授け

卒業證書

族籍戸主（誰男女弟妹等）

姓名

生年月日

校印

本校 盲（啞）生普通科
盲（啞）生技芸科何々
を卒業せしことを證す

年月日

私立長崎盲啞学校長 何 誰

印

第十二条 生徒の入学は学年の初めとす

但欠員あるときは臨時入学を許す

第十三条 普通科に入学の者は年齢満八歳以上とす

第十四条 技芸科に入学の者は普通科第二学年を修了せしもの若くは之に相当する学力を有するものたるへし

但年齢満十五歳以上のものは学力の如何に拘はらず特

に入学を許可することあるへし

第十五条 入学を志望するものは左の書式に依り願書を差出すへし其保證人は長崎市内に居住して丁年以上のものたるへし

入学願

何府県何郡市町村何番戸

身分職業何誰男女弟妹等

何歳より盲又

は唾となる先

天盲又は唾

天然痘(種痘)済

何誰

生年月日

右今般貴校へ入学致させ度尤本人身上に関する一切の儀は私共引受可申候に付御許容被成下度此段相願候也

族籍現住所

年月日 願主(父兄又は親戚)何誰

族籍現住所

保證人 何誰

私立長崎盲啞学校 御中

第十六条 生徒は願主の志望に依り寄宿を許す但他人の嫌悪する疾患等に罹り若くは日常の着服喫飯等を自ら弁すること能はざるものは此の限りにあらず

第十七条 寄宿を志望するものは左の書式に依り願書を差出すへし

入舎願

何科第何学年生

何誰

右は貴校に入舎致させ度尤寄宿料等の諸費其他一切の事件は私共引受可申此段相願候也

現住所

年月日 願主(父兄又は親戚)何誰

現住所

保證人 何誰

私立長崎盲啞学校 御中

第十八条 願主及保證人の住所其他身上に異動ありたるときは其

都度届出つへし

第十九条 疾病又は止むを得ざる事故にて半途退学せんとするものは其事由を詳記し願主及保證人の連署を以て願出つべし

第二十条 疾病又は事故にて欠席せんとするときは願主又は保證

人より届出へし

第二十一条 寄宿料は毎月五日迄に当月分を納むへし(以下略)

私立長崎盲啞学校学科課程表

科目	学年	
	教授	毎週
国語	一五	第一学年
	方	同
方	一四	第二学年
	方	同
方	一四	第三学年
	方	同
方	一四	第四学年
	方	同
方	一四	第五学年
	方	同

学年	科目		教授 時数	毎週
	目	年		
第一学年	刺繡	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二
第二学年	同	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二
第三学年	同	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二
第四学年	同	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二

学年	科目		教授 時数	毎週
	目	年		
第一学年	算術	六	六	二
同	二	六	六	二
第二学年	同	六	六	二
同	二	六	六	二
第三学年	同	六	六	二
同	二	六	六	二
第四学年	同	六	六	二
同	二	六	六	二

学年	科目		教授 時数	毎週
	目	年		
第一学年	算術	六	六	二
同	二	六	六	二
第二学年	同	六	六	二
同	二	六	六	二
第三学年	同	六	六	二
同	二	六	六	二
第四学年	同	六	六	二
同	二	六	六	二
第五学年	同	六	六	二
同	二	六	六	二

学年	科目		教授 時数	毎週
	目	年		
第一学年	裁縫	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二
第二学年	同	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二
第三学年	同	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二
第四学年	同	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二
第五学年	同	一八	一八	二
同	二	一八	一八	二

盲生技芸科

音楽	術 鍼 按			教 学 目 科 年 毎 時 数 授 週
	話 講	摩 按	治 鍼	
一八 三絃 裏組 表組 琴	一〇 針学修身 生理解剖大意	五 案摩 案腹術	三 用管法 刺法	第一学年
一八 三絃 裏組 表組 琴	一〇 大意針学修身 生理解剖病理	五 案摩 案腹術	三 刺法 運鍼法	同 第二学年
一八 三絃 裏組 表組 琴	一〇 大意針学修身 生理解剖病理	五 案摩 案腹術	三 運鍼法 治術	同 第三学年
一八 三絃 裏組 表組 琴	一〇 大意針学修身 生理解剖病理	五 案摩 案腹術	三 治術	同 第四学年

△資料8 長崎盲啞学校基本金蓄積規程（長崎県立図書館所蔵）

- 第一条 長崎慈善会ハ附属長崎盲啞学校ノ基礎ヲ確立スル為メ本規程ニ依リ同学校専属ノ基本金ヲ蓄積スルモノトス
- 第二条 基本金ハ凡ソ左ノ種類ニ依リ蓄積ス
- 一 寄附金
 - 二 盲啞学校決算剰余金
 - 三 義財函投入金
- 第三条 基本金ハ確實ナル銀行ニ定期預ケ金トシ利倍増殖スルモノトス
- 第四条 基本金ハ全會員ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ他ノ費途ニ支出スルコトヲ得ス

△資料9 看護人心得（長崎県立図書館所蔵）

- 一 当校長崎慈善会ノ設置ニカカルモノナレバ常ニ慈善ノ趣旨ヲ心得テ何事モ忠実ナルベシ
- 一 看護人ハ万事職員ノ命ヲ奉ジ生徒ニ接スルニハ専ラ慈愛ト親切トヲ旨トスベシ
- 一 生徒ノ取扱ハ公平ヲ旨トシ決シテ愛憎偏頗ニ涉ベカラズ
- 一 詞遣ヒハ粗末ニ涉ラズヤウ心掛クベシ
- 一 生徒ノ衣類頭髮其他身ノマハリハ常ニ清潔ナラシムベシ
- 一 生徒ハ買喰立喰其他不行儀ノ事ナキヤウ注意スベシ
- 一 長上ノ參觀臨場ナドアリタル際ハ鄭重ニ敬礼セシムベシ
- 一 慈善家ヨリ金員又ハ物品ヲ生徒ニ恵与セラレタルトキハ直ニ職員ニ届出テ指揮ヲ乞フベシ
- 一 課業ノ前後外出時間又ハ休憩時間中ハ生徒ノ出入進退動作ニ注意シ常ニ危険ノ患ナキヤウ心掛クベシ
- 一 毎時間始業ノ号鐘ヲ聞クトキハ直ニ教室ニ案内スベシ
- 一 生徒外出ノ時ハ看護人ハ成ルベク同行スベシ
- 一 如何ナル事情アリト雖モ生徒ハ一人外出セシムル時ハ年長者一人必ず保護トシテ同行セシムベシ
- 一 外出時間外生徒ノ外出ヲ要スルコトアルトキハ其事由ヲ申出デ学校長ノ許可ヲ受ク可シ
- 一 外出時間内ト雖モ生徒ノ行先ハ其都度職員ニ届出ツベシ
- 一 生徒ニシテ怪我又ハ病氣等ニ罹ルモノアル時ハ直ニ職員ニ届出デ指揮ヲ乞フベシ
- 一 生徒ノ所有品ハ大切ニ締ヲ付ケ就褥ノ際ハ戸締ニ注意スベシ
- 一 竈ランプ火鉢等ハ常ニ火元ニ用心スベシ

- 一 非常ノ事アルトキハ主トシテ生徒ノ保護ニ任ジ寄宿舎備品並
- 二 生徒所有品等ニ関シテハ臨機ノ処置ヲナス事ヲ得
- 一 寄宿舎内外ハ朝夕二回必ず清掃スベシ
- 一 食事外出朝起就褥等規定ノ時間ハ力メテ之ヲ守ラシムルヤウ
注意スベシ

△資料11▽日本聾哑協会長崎部会発会式における宣言・決議

(東洋日の出新聞 大正十一年十一月十六日 2面)

日本聾哑協会長崎部会発会式

日本聾哑協会長崎部会発会式は、予報の如く昨日午後二時長崎盲哑学校講堂に於て挙行した。高岡幹事の開会の辞、井上副会長の式辞、日本聾哑協会総裁山尾子爵の告辞、中尾会長の告辞ありて、左記宣言決議を満場一致可決し、次いで職員、同窓会、校友会代表者の祝辞、各地よりの祝電披露等あり。全部会員(聾哑者)に形容法にて通訳し、記念撮影をなして式を閉ぢ、校友会会員の活人画の余興あり、生徒の手に成りし料理にて晚餐会を開き、夜は活動写真等を催し、和氣霽々裡に終始し盛会であつた。宣言及び決議左の如し。

宣言

我等は本日日本聾哑協会長崎部会を開催するに当り社会に向つて宣言及決議を為すの光榮を有す。我等聾哑者は官能の一部を欠くが為に常人と伍するの困難であることは世人も常に口にする處で吾人自らも大に之を認めて居る處である。然れども向後永久に自己の不遇に甘んじ小成に安んずることは出来ない。コハ実に現

今の趨勢に反するものであつて苟くも生を此の世に享けて眞の意義ある生活を為さんとするものに到底忍び得る處でないと思ふ。故に微弱ながらも社会的に多少自覚したる我等聾哑者は互に協力するの必要あるを深く感じ益々團結を固ふして同志相扶け相戒め以て一層品格と技倆と地位の向上に努め社会に其存在を認めしめねば已まざる覚悟である。

決議

- 一、我等は益々團結を鞏固にし品格の向上と社会的進歩の進展を期す
- 一、盲哑教育の必要聾哑の人格認識等に就き輿論を喚起する為、
県市当局、新聞記者、教育宗教家の援助を請ひ盲哑教育の普及講演会を開く事
- 一、我等盲哑者も国民の一人なり、故に国家に対して教育の機会均等を要求する権利ありと認む。此意味に於て盲哑教育令の一日も早く発布せられんことを本会長の名を以て其筋に建議すること、但し文案は会長に一任のこと